

令和7年2月1日

主任技術者の兼任基準・現場代理人の常駐義務の緩和基準の改正について

この度、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の規定が改正され、工事現場ごとに配置が求められる主任技術者または監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金について、基準額が引き上げられました。

（建築一式工事以外の建設工事：4,000万円→4,500万円、建築一式工事：8,000万円→9,000万円）

この改正に伴い、練馬区で平成27年から実施している主任技術者の兼任および現場代理人の常駐義務緩和についても、対象となる金額を以下のとおり改正します。

- ・主任技術者の兼任を適用する契約金額

建築工事以外…4,000万円以上→4,500万円以上

建築工事 …8,000万円以上→9,000万円以上

- ・現場代理人の常駐義務緩和を適用する契約金額

建築工事以外…4,000万円未満→4,500万円未満

建築工事 …8,000万円未満→9,000万円未満

※ 現場代理人が合計で2件の工事を兼任することについての緩和基準です。

なお、兼任の緩和基準を適用する工事の要件は、金額以外にも規定があります。現在契約中の契約金額が4,500万円未満（建築工事については、9,000万円未満）の工事のうち、専任を指定している工事については、工事主管課へご相談ください。

（担当）

練馬区総務部経理用地課契約係

電話 03-5984-2832